

平成30年1月1日以降に満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

拝啓 平素よりアイシングループ団体自動車保険をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
 このたび、引受保険会社である損保ジャパン日本興亜では、ご契約期間の初日が平成30年1月1日
 以降のご契約を対象とする自動車保険の改定を実施します。
 主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認のうえ、改定についてご理解賜りますよう
 お願い申し上げます。

敬具

改定内容のご案内

該当の特約付帯契約は、保険料に影響します。
 ご確認ください。

1 主な記名被保険者年齢区分における保険料改定傾向 (保険料の改定)

- 今回の改定では、参考純率改定による料率水準の全体的な見直しを行いました。
事故が多い記名被保険者年齢75歳以上について、引上げを行っております。

2 車両新価特約の付帯期間の延長 (商品改定)

- 車両新価特約の対象となるご契約を拡大します。「満期日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して61か月以内である場合」に付帯可能でしたが、「73か月以内である場合」に付帯可能とします。

POINT

この改定により、次のケースにおいても車両新価特約の付帯が可能となります。

保険期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
改定前	適用条件 初度登録年月からの経過月数:61か月(5年)まで					
改定後	適用条件 初度登録年月からの経過月数:73か月(6年)まで					
	この差額部分を車両新価特約がカバーします!					
新車価格相当額	車両保険金額 200万円	車両保険金額 180万円	車両保険金額 160万円	車両保険金額 140万円	車両保険金額 120万円	車両保険金額 100万円

期間延長

(注) 新車価格相当額は車両保険金額の2倍を超えて設定することはできません。

3

ASV割引の新設 (保険料の改定) ※車体番号により自動的に割引されます。

- ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合に保険料を割引く「ASV割引」を新設します。適用条件および割引率は下表のとおりです。

ご契約の自動車の用途車種	割引の適用条件	割引率
自家用普通乗用車	次の条件をすべて満たしていること。 ・ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備していること。 ・ご契約期間の初日をご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日*以前であること。 ※その型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。	9%
自家用小型乗用車		
自家用軽四輪乗用車	ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備していること。	

(注1) ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。

(注2) 車検証上の総排気量により料率クラスを適用する一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。

4

新車割引の改定 (保険料の改定)

- 新車割引を次のとおり改定します。
 - ・車両保険以外の基本項目について、適用期間を拡大し、割引率を細分化します。
 - ・ご契約の等級が6(s)等級の場合で、事故有係数適用期間が0年以外の場合、6(s)等級以外の割引率を適用します。

〈新車割引の割引率〉割引率が**拡大**もしくは**縮小**している場合は**青文字**で表記しています。★は**拡大**しています。

自家用普通乗用車 自家用小型乗用車		改定前			改定後		
		割引率			割引率		
基本項目	期間*1	25か月以内		26か月～49か月	25か月以内		26か月～49か月
		6(s)等級	6(s)等級以外		6(s)等級*2	6(s)等級以外	
対人賠償責任保険		10%		—	19%★	6%	6%★
対物賠償責任保険		10%		—	18%★	5%	5%★
人身傷害保険・搭乗者傷害特約		10%		—	29%★	18%★	18%★
車両保険		21%	11%	11%	21%	11%	11%

自家用軽四輪乗用車		改定前			改定後		
		割引率			割引率		
基本項目	期間*1	25か月以内		26か月～49か月	25か月以内		26か月～49か月
		6(s)等級	6(s)等級以外		6(s)等級*2	6(s)等級以外	
対人賠償責任保険		5%		—	14%★	1%	1%★
対物賠償責任保険		3%		—	16%★	3%	3%★
人身傷害保険・搭乗者傷害特約		25%		—	29%★	18%	18%★
車両保険		10%	2%	2%	10%	2%	2%

※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

※2 事故有係数適用期間が0年の場合に適用し、事故有係数適用期間が0年以外の場合は「6(s)等級以外」の割引率を適用します。

(注) ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。なお、6(s)等級に対する割引率は初年度のみ適用します。

5

ノンフリート多数割引の対象契約の拡大 (保険料の改定)

- ノンフリート多数割引の対象契約を、団体扱特約を付帯した年一括払のご契約(OB契約)にも拡大します。ご希望の方は別途手続きが必要となります。

※このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

引受幹事保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
名古屋自動車開発部 刈谷営業課

〒448-0027

愛知県刈谷市相生町3-3富士ビル4F

TEL 0566-23-1861 (平日9:00～17:00)

FAX 0566-23-1846

【お問い合わせ先】

取扱代理店名



アイシン開発株式会社 保険事業本部
AISIN DEVELOPMENT Co., Ltd.

〒448-8525 愛知県刈谷市相生町3-3富士ビル3F

TEL 0120-27-8708 (平日8:30～17:30)

お客さまからのお問い合わせ、お申し込んだ内容を正確に把握するため通話録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

FAX 0566-24-3801

SJNK17-12975 2017/10/17